

札幌大学O B会会則

第1章 総 則

第1条 名称 本会は札幌大学サッカー部O B会と称する

第2条 目的 本会は会員相互の親睦を図るとともに、札幌大学サッカー部の隆盛発展を支援することを目的とする。

第3条 事務局 本会の事務局は、札幌市豊平区西岡3条7丁目3-1 札幌大学学内に置く。

第2章 会 員

第4条 会員 本会の会員は札幌大学サッカー部の部員として在籍し、卒業した者及び在籍し本会の目的に賛同したもので構成する。

第5条 会費 本会の会員は年会費5,000円を納付しなければならない。但し、分割納入しても良いものとする。

第6条 会員の義務と権利

本会の会員は第2条の目的達成のため、次に掲げる権利を有し義務を負うものとする。

1. 本会の運営に対し、諸行事に参加する権利を有する。
2. 札幌大学サッカー部を支援する義務を負う。
3. 本会則を遵守し、決議事項を守る義務を負う。

第7条 除名 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において出席者の3分の2以上の決議に基づき除名することができる。

1. 法律により懲罰を受けた者。
2. 会員の義務を負わぬ者。
3. その他

第3章 事 業

第8条 事業 第2条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 札幌大学サッカー部と本会とが一体となった組織作りを行う。
2. 札幌大学サッカー部強化のため、コーチ派遣等あらゆる努力を行う。
3. 札幌大学サッカー部に財政的な援助を行う。
4. 札幌大学サッカー部との交流親善試合を行う。
5. 会員相互の交流親善のためチームを結成する。

6. 地域社会のサッカー普及向上に貢献する。
7. 会員相互及び札幌大学サッカーチームとの懇親・交流会を行う。
8. 会員の敬弔際し、規定に定めることを行う。

第4章 役 員

第9条 役員

1. 顧問 若干名
2. 名誉会長 1名
3. 会長 1名
4. 副会長 1名
5. 幹事長 1名
6. 副幹事長 1名
7. 幹事 各期1名
8. 副幹事 原則各期1名（但し、各期の役員不足等のある場合を除く）
9. 会計監査 2名

第10条 役員の選出と任期

本会の役員の選出と任期は次の通りとする。

1. 顧問および名誉会長は、役員会にて選出する。
2. 会長は、総会にて会員中より選出する。
3. 副会長は会長の指名により選出する。
4. 幹事長は、会長の指名により選出する。
5. 副幹事長は、各期幹事の中から互選する。
6. 幹事は、卒業年度ごとに1名を互選する。（但し、新会員の場合は会長の指名により選出する）
7. 副幹事は、幹事の指名により選出する。
8. 会計監査は、会長の指名により選出する。
9. 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
10. 役員に欠員ができたときには、これを補充する。但し、任期は前任者の在任期間とする。
 11. 役員の任期開始日と終了日は、毎年4月1日から3月31日までとする。
 12. 役員は任期満了時においても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

第11条 役員の任務 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表とし会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合は業務を代行する。
3. 幹事長は幹事会を統括し、副幹事と事務局長との連絡にあたる。
4. 副幹事長は幹事長を補佐し、各期幹事との連絡にあたる。
5. 幹事は同期生（各期）と幹事長・副幹事長との連絡にあたり、必要に応じて会務を参与する。
6. 副幹事は幹事を補佐する。
7. 会計監査は本会の事業及び会計の監査を行う。

第5章 会議

第12条 会議 本会の会議は総会、役員会および幹事会とする。但しやむを得ない場合は、役員会、幹事会合同の役員幹事会を設けることができる。

1. 総会は毎年札幌市内において開催し、この会則で定めるもののほか、次の事項を決議する。
 - ① 会則の変更
 - ② 事業報告及び収支決算
 - ③ 事業計画及び収支予算
 - ④ 役員選出
 - ⑤ その他役員会において必要と認めた事項
2. 役員会は次の場合に会長が招集する。
 - ① 会長が必要と認めたとき。
3. 幹事会は次の場合に幹事長が招集する。
 - ① 幹事長が必要と認めたとき。

第13条 決議 本会の決議は次の通りとする。

1. 総会の決議は、出席会員の過半数の同意を必要とする。
2. 役員会の決議は、出席会員の過半数の同意を必要とする。
3. 幹事会の決議は、出席会員の過半数の同意を必要とする。

第14条 総会の代行 やむを得ない場合は、役員幹事会を持って総会に代えることができる。

第15条 会計 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第16条 会計年度 本会の会計年度の開始日と終了日は、毎年4月1日から3月31日とする。

- 附則1. 本会則は昭和52年3月1日から施行する。
2. 本会則の一部改正は昭和53年9月15日から施行する。
3. 本会則の一部改正は昭和55年2月9日から施行する。
4. 本会則の一部改正は平成3年6月1日から施行する。
5. 本会則の一部改正は平成11年11月28日から施行する。
6. 本会則の一部改正は平成17年11月28日から施行する。
7. 本会則の一部改正は平成21年12月5日から施行する。